

目黒川

航行マナー啓発活動

目黒川では、多くの人に目黒川の魅力を安全・快適に楽しんでもらうため桜の時期に航行マナー啓発活動を実施しています。

啓発活動期間中に目黒川を航行する場合は、事前申請をお願いします。

令和6年

3/30(土)・31(日) 10:00~16:00

実施区間 品川区内の目黒川全域 ※昭和橋上流から品川区境まで

航行制限対象 事前申請のない全ての船舶等

3/30(土)・31(日)10時までを非動力船の優先航行時間帯(※)として試行します
※動力船と非動力船がより譲り合って航行する時間帯で、動力船の航行を禁止するものではありません

申請方法

※申請は、令和6年2月1日より受け付けます

令和6年3月22日までに「書面による申請」もしくは「電子申請」を行ってください。

書面による申請

申請書に必要事項を記入のうえ、窓口または郵送で提出して下さい。
申請書は品川区河川下水道課の窓口にて配布するほか、品川区役所のHPからもダウンロード可能です。
※郵送による申請の場合は、切手の金額不足にご注意ください。

▶ <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kankyo/kankyo-mizube/index.html>



電子申請

電子申請サイトにアクセスし、必要事項を記入のうえ、申請して下さい。

▶ <https://megurogawamanner.wixsite.com/shinagawa>



申請者には旗またはステッカーを発行します。

※「電子申請」を行った場合は、電子データで配布する旗、ステッカーを印刷してください。

旗▶



ステッカー▶



当日の航行の際に旗またはステッカーを掲示して頂きます。



動力船
(水上オートバイ以外)



非動力船



水上オートバイ

※関東小型船安全協会に所属されている方は、関東小型船安全協会発行の旗を掲示することにより航行できます。

※TPSP(東京港・湾・河川 水上オートバイ安全航行推進プロジェクト)にて講習を受けた方または、関東小型船安全協会に所属している方は、TPSP ビブスを着用または、関東小型船安全協会発行のステッカーを掲示することにより航行できます。

TPSP 事務局 ▶ 電話 03-5661-7201
<http://www.tpsp.jp>



関東小型船安全協会 ▶ 電話 045-201-7754
<http://www.shoankyo.or.jp>

